

診察を受けると必ずかかるお金について～初診料・外来診療料

病院や診療所で受ける治療、薬局で調剤してもらう医薬品のほとんどは健康保険が適用されています。医療費は国が決める公定価格なので、原則的に全国どこの保険医療機関でも同じです。

診療に要した費用は、「診療報酬点数表」に基づいて計算されます。「診療報酬点数表」とは、診療報酬算定の基準として医療行為の対価を金額ではなく点数で表現したもので、医療行為の金額を定められた点数によって規定しています。例えば「〇〇料＝200点」といったように規定されています。「1点＝10円」と患者様にはこの一部を保険医療機関の窓口でお支払いいただき、残りは公的医療保険によって支払われます。



実際の医療費がいくらになるかは、その方が受けた検査、手術、薬の処方などによって異なりますが、診察を受けるたびに必ずかかるのが「初診料」「再診料・外来診療料」という基本料金です。

今回はこの初診料と外来診療料についてご説明いたします。

●初診料（282点）

はじめて病院の外来に訪れた時に請求されるのが「初診料」です。

初診料の診療報酬点数は282点（平成26年度）と決まっています。金額に換算すると1点＝10円を掛けるので282点×10円＝2,820円になります。つまり、医療保険で3割負担に該当する方は、2,820円の3割である「850円（10円未満は四捨五入）」を支払うことになります。

「初診料」は基本的に、はじめて外来に訪れた際の傷病に対し1回の算定です。ただし、例外はあります。継続して受診している期間中に、別の傷病で新たに治療を開始した場合です。この時は新たに発生した傷病については初診料を算定しません。ただし、同じ保険医療機関で、同じ日に他の傷病で別の診療科を初めて受診した場合は算定されます。（2つ目の診療科に限り141点）

また、患者様が自己判断で受診を中止され1ヶ月以上経過した場合、同じ保険医療機関において治療を受ける場合には、その病名や症状が前回と同じものであっても初診として取り扱われます。

●外来診療料（73点）

「再診料」「外来診療料」とは、その病気やケガで、2回目以降に医療機関を受診したときにかかる基本料金のことです。診療所や200床以下の病院では「再診料」を算定しますが、当院は200床以上ですので「外来診療料」を算定しています。73点ですから金額に換算して73点×10円＝730円になり、医療保険で3割負担の方は「220円」を支払うことになります。

継続している傷病に対して1回算定ですが、「初診料」と同じように、同日に継続治療で2つ以上の診療科を受診した場合は2つ目の診療科に限り36点が算定されます。例えば、高血圧で内科、白内障で眼科を継続治療中の方が同日に内科→眼科の順番で受診された場合の外来診療料は、1科目の内科で73点、2科目の眼科で36点となります。

医事課では、患者様の診療費計算について細心の注意を払って行っております。会計の内容についてご質問等がございましたらお気軽にご相談下さい。